



動物の愛護及び管理に関する法律(抜粋)

(基本原則)

第二条 動物が命あるものであることをかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみではなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

⇒ **野良猫にむやみに
餌を与えては
いけません!**



それでも「地域猫」として面倒をみるのであれば以下の最低条件を全て満たさなければならず

- ① 周りの方の理解を得る。
- ② 置き餌をせず、決まった時間に与える。(食べたら容器を片付け、清掃する。)
- ③ トイレ環境を整え、常に清掃する。
- ④ 去勢避妊手術を受けさせる。(自費で)

自己の責任で継続していくことが難しいです!

第四十四条

3 愛護動物を遺棄した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

⇒ **飼い猫を捨てるのは
犯罪になります!!**



「不幸な野良猫を増やさないために」
飼い猫を遺棄したり、放し飼いにしたり、「かわいそうだから」といって野良猫にむやみに餌を与えるなどの無責任な人の行為により、「かわいそう」な野良猫の繁殖が繰り返されています。

不幸な野良猫を増やさないために

(町連合事務局)

9月20日から26日は、動物愛護週間でしたので、この機会に愛護動物である「猫」と「人」の共生について、ご一考いただきたいと思います。

その結果、個体数が増えてしまい、糞尿や鳴き声などによる環境被害や地域内の住民トラブルの苦情が増えてきています。
決して野良猫に罪がある訳ではなく、人間の行動や関わり方次第で解決できる地域課題なので、は？と思われるかも。
野良猫に餌を与えたい方の気持ちは解らない訳ではないですが、左記に記載のとおり、周囲の理解や環境衛生、健康管理などの餌やり以外のことも実行できなければ、結局は「かわいそう」な猫を増やしてしまうのではないのでしょうか。



野良猫の繁殖を防ぐには？

事務局からのお知らせ

- ① 草刈り用燃料助成について
 - ・混合ガソリンのみ対応出来ます。未申請の町内会は、事後でも可としますので、是非お申込下さい。
- ② 町内会運営のご相談を承ります
 - ・町内会役員の皆様からのご相談に応じて必要な支援等を行います。どうぞお気軽にご連絡願います。

【町連合事務局(牧野) ☎82-4253】



末広町第1町内会 夏休みラジオ体操
(末広町第1町内会長 吉田 修)

町内会の活動紹介